

資料

1. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱
2. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会名簿
3. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会の検討の経緯
4. 施策・事業等事例集
5. 市民住意識調査票

1. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる西東京市住宅マスタープランを策定するに当たり、必要な事項の調査及び検討をするため、西東京市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、西東京市住宅マスタープランの策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を西東京市長（以下「市長」という。）に報告する。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 西東京市の職員 5人以内

第4 任期

委員の任期は、第2の所掌事項が終了するときまでとする。

第5 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 公開

委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 謝金

第3第1号及び第2号に規定する委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第9 庶務

委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会名簿

委員の区分	氏名	委員肩書
学識経験者	中島 明子	和洋女子大学大学院生活科学系 教授
学識経験者	大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
公募市民	池田 浩和	
関係行政機関	小久保 信一 (渡辺 正信)	東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
西東京市職員	松本 貞雄 (湊 宏志)	都市計画課長
西東京市職員	森本 潔	企画政策課長
西東京市職員	田喜知 和仁	危機管理特命主幹
西東京市職員	中尾根 敬一	子育て支援課長
西東京市職員	清水 計明	高齢者支援課長

注：氏名の（ ）は平成24年度の委員名

3. 西東京市住宅マスタープラン策定委員会の検討の経緯

開催日	検討内容
平成24年11月15日	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要とスケジュール ・本市の住宅事情等の現状把握と分析 ・現行住宅マスタープランの検証
平成25年2月6日	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会が出された検討事項と対応 ・実態把握調査(住意識アンケート、事業者ヒアリング)の結果 ・住宅問題の整理 ・住宅目標及び施策の方向性
平成25年7月29日	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・検討スケジュール ・住宅施策・事業について ・その他
平成25年10月10日	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会が出された検討事項と対応 ・住宅施策・事業について ・重点施策について ・その他
平成25年11月20日	第5回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会が出された検討事項と対応 ・計画の推進に向けて ・素案について ・その他
平成26年2月上旬 (予定)	第6回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・西東京市住宅マスタープラン(案)について ・その他

4. 施策・事業等事例集

下記に掲載する内容は、平成25年度現在の情報であり、今後変更等が行われる場合があります。

目標1 だれもが安心して地域で住み続けられる住まいとまちづくり

名称	東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度
具体的な施策・事業	高齢者向け住宅の普及促進
主体	東京都（公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター）
内容	<p>高齢者の多様なニーズに対応するため、東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について、東京都が独自に実施する情報登録閲覧制度により、高齢者等に広く情報提供を行うものです。情報提供している住宅は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京シニア円滑入居賃貸住宅 高齢者世帯の入居を円滑に受け入れる賃貸住宅 ○東京シニア専用賃貸住宅 専ら高齢者世帯またはその配偶者を賃借人とする賃貸住宅

**東京シニア円滑入居賃貸住宅
情報登録・閲覧制度**

高齢者を拒まない賃貸住宅をご登録いただき
高齢者等に紹介する、東京都独自の制度です

高齢者の入居可能な賃貸住宅をお探しの方へ

- ・ まちづくりセンターのホームページで、自由に検索できます。
- ・ 電話、来所により、ご指定の条件(立地、家賃等)に合った住宅のリストをお渡しいすることも可能です。

賃貸住宅の事業者様へ


- ・ 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅をご登録いただけますと、住宅の情報をまちづくりセンターのホームページで公開します。
- ※ 登録に関する詳細は裏面をご覧ください

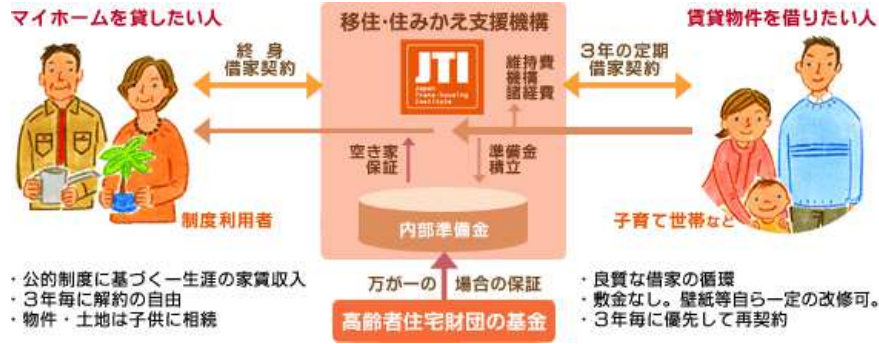
お問合せ窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
東京シニア担当
電話 03-5466-2477
ホームページ <http://www.tokyomachizukuri.or.jp/tenjo/tenant.html>
150-8503 東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギビル7階
※ 賃貸センターでは、東京都からの委託を受け、本制度の登録・閲覧等の業務を実施しています。

資料：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター パンフレット

名称	サービス付き高齢者向け住宅						
具体的な施策・事業	高齢者向け住宅の普及促進						
主体	国						
内容	<p>サービス付き高齢者向け住宅とは、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅のことです。</p> <p>入居出来る世帯等の概要は、以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">入居者</td> <td>・原則 高齢者単身世帯及び高齢者二人世帯</td> </tr> <tr> <td>規模・設備等</td> <td>・床面積は原則25㎡以上（ただし、要件を満たす場合は18㎡以上） ・各居住部分には、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室がある。（ただし、台所、収納設備または浴室がない場合がある） ・バリアフリー構造</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>・少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供</td> </tr> </table>	入居者	・原則 高齢者単身世帯及び高齢者二人世帯	規模・設備等	・床面積は原則25㎡以上（ただし、要件を満たす場合は18㎡以上） ・各居住部分には、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室がある。（ただし、台所、収納設備または浴室がない場合がある） ・バリアフリー構造	サービス	・少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供
入居者	・原則 高齢者単身世帯及び高齢者二人世帯						
規模・設備等	・床面積は原則25㎡以上（ただし、要件を満たす場合は18㎡以上） ・各居住部分には、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室がある。（ただし、台所、収納設備または浴室がない場合がある） ・バリアフリー構造						
サービス	・少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供						

名称	不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）
具体的な施策・事業	不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の活用
主体	西東京市社会福祉協議会
内容	<p>不動産担保型生活資金とは、現在居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う制度です。</p>  <p style="text-align: right;">資料：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 パンフレット</p>

名称	マイホーム借上げ制度
具体的な施策・事業	子育てしやすい住宅確保の促進
主体	国（一般社団法人移住・住みかえ支援機構）
内容	<p>移住・住みかえを希望しているシニア（50歳以上）のマイホームを借り上げ、それを子育て世代を中心に転貸し運用する制度です。耐震性が確保された安全・良質な借家を対象とし、敷金・保証金等は不要、住宅の躯体・構造に影響を与えない限り入居者自身でリフォーム可能、3年間の定期賃貸借契約等の条件により、良質な住宅ストックの循環を図っています。</p>  <p style="text-align: right;">資料：一般社団法人移住・住みかえ支援機構HP</p>

名称	東京都あんしん居住制度
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	東京都（公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター）
内容	<p>現在の住まい又はこれから住む際に高齢者等とその家族、賃貸住宅のオーナーなどが抱える様々な不安に対して、居住者に対する「見守りサービス」や居住者が亡くなった場合の「葬儀の実施」、「残存家財の片づけ」の各サービスを提供することにより、住み慣れた住宅、住み続けたい地域での安定した生活を支える制度です。（サービスを受ける場合は、東京都防災・建築まちづくりセンターと契約し、必要な費用を支払う必要があります。）</p> <p>○見守りサービス 緊急通報装置等により24時間安否を見守り</p> <p>○葬儀の実施 亡くなった場合に、死亡診断書を受け取り、火葬・納骨までを行う</p> <p>○残存家財の片付け 亡くなった後の、貴重品を除く住宅内に残された家財の片付け</p>

資料：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターHP

名称	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備促進事業
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	国
内容	<p>既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空き家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が賃貸住宅オーナー等改修工事の発注者に対して直接補助する制度です。</p>

名称	東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	東京都
内容	<p>空き家の利活用の可能性を検証するため、賃貸住宅として管理（改修工事完了時から10年間）することを条件に、空き家の改修工事費用の一部を補助するモデル事業です。</p> <p>モデル事業には、国の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の補助を受けるものに加えて都が補助を行う「国補助併用型」と、都が独自に改修工事の一部を補助する「都独自補助型」があります。</p>

名称	西東京市地域コミュニティ基本方針
具体的な施策・事業	地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組みの促進
主体	西東京市協働コミュニティ課
内容	<p>近年、全国的に地域のつながりが希薄化してきており、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなど様々な問題が表面化してきています。西東京市では、「西東京市地域コミュニティ検討委員会」を設置して、地域コミュニティの再構築について検討を行い、その結果等を踏まえ、西東京市の目指すべき地域コミュニティの方向や具体化のための取組みを示した「西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定しました。</p>



名称	ほっとするまちネットワークシステム
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市生活福祉課
内容	<p>福祉に関わる様々な団体、事業者、市民など相互の連携を確保し、地域福祉を市全体で推進するための仕組みです。これにより市民が主体となった地域づくりや支え合う地域社会の形成を図ります。</p> <p>ほっとするまちネットワークシステム構築のキーパーソンとして「地域福祉コーディネーター」と「ほっとネット推進員」を配置し、地域の課題や困りごとを市民と一緒に解決する調整・支援をします。</p>

名称	ふれあいのまちづくり事業
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市社会福祉協議会
内容	地域に住む住民が主体となってお互いに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指す事業で、社会福祉協議会が推進しています。小学校区ごとに組織された住民懇談会が、サロンでの交流会や地域の見守りなど地域ごとのまちづくり活動を実施し、地域のつながりにより、お互いが声をかけあい、助け合うことのできるまちになるよう努めています。

名称	ささえあいネットワーク事業
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市高齢者支援課
内容	<p>概ね 65 歳以上の高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、ささえあい協力員・協力団体・訪問協力員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市など関係機関が連携し、安否確認を行ったり、地域行事にお誘いしたり、困り事が起きたときに相談に応じたり、専門機関に連絡したりする仕組みです。</p>



目標2 快適で質の高い住まいづくり

名称	住宅性能表示制度
具体的な施策・事業	住宅性能表示制度の普及
主体	国
内容	住宅性能表示制度とは、平成12年4月1日に施行された住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するため、住宅の性能（構造耐力、省エネルギー性、遮音性等）を共通の基準で評価し、等級や数値で示すことにより、住宅取得者が住宅性能を比較検討する際に役立つ制度です。住宅性能の評価には、設計図書の段階でチェックを受ける建設住宅性能評価と設計図書に従ってしっかりとした施工がされているか工事中に現場でチェックを受ける建設住宅性能評価があります。

名称	家屋修繕・増改築工事あっせん事業
具体的な施策・事業	家屋修繕・増改築工事あっせん事業の推進
主体	西東京市都市計画課（西東京市住宅リフォームあっせんセンター）
内容	<p>家屋修繕・増改築工事あっせん事業では、家の増改築や修繕等を行いたいが、地元の建設業者となじみがない、小さな工事や修繕をどこに頼んだらいいかわからない、という方に、市が協定を結んでいる市内の建設業者団体から成る西東京市リフォームあっせんセンターを通じて、安心して依頼できる業者をあっせんする事業です。</p> <p>あっせんできる工事概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○増改築 新しく部屋を増室、室内の模様替え、台所・浴室・トイレの改築 等 ○修繕 内壁、外壁、屋根、台所、浴室 等 ○付帯工事 車庫、門扉、フェンス、物置等の工事 等 ○造園 庭づくり、庭木の手入れ、害虫駆除 等

名称	リフォームなどのガイドブック
具体的な施策・事業	住宅リフォーム工事に関する情報提供
主体	国・東京都 等
内容	<p>住宅リフォームに関し、①リフォームの手順や注意点等をまとめたもの、②リフォームの施工方法をまとめたもの、③リフォームの税制優遇等をまとめたものなど、様々なガイドブックが各団体から発行されています。</p> <p>①の例</p>  <p>公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター</p> <p>②の例</p>  <p>国土交通省・財団法人 国土交通省・財団法人 ビング</p> <p>③の例</p>  <p>一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会</p>

名称	分譲マンション耐震アドバイザー制度
具体的な施策・事業	分譲マンション適正管理の支援の充実
主体	西東京市都市計画課
内容	<p>分譲マンション耐震アドバイザー制度は、耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関することや、耐震診断及び耐震改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法に関することについて、専門的な相談ができるよう、分譲マンションの管理組合などに対しマンション管理士や一級建築士を無料で派遣する制度です（回数等条件有）。</p>

名称	東京都優良マンション登録表示制度
具体的な施策・事業	分譲マンション適正管理の支援の推進
主体	東京都
内容	<p>優良マンション登録表示制度とは、建物(共用部分)の性能と管理の両面において、一定の水準を確保する分譲マンションを「優良マンション」として、認定・登録し、公表する制度です。</p> <p>購入時の判断材料を提供し、建物性能や管理の状況が適切に評価される流通市場の形成を促すとともに、長期に渡ってマンションが良好に維持管理されるよう誘導することを目的としています。</p>

更新時に検査

新築(住宅供給事業者等) 中古(管理組合等)

申請者

申請 認定

認定機関
 (財)東京都防災・建築まちづくりセンター
 ビューローベリタスジャパン株式会社
 都が定める「認定基準」に基づき、『優良マンション』として認定

登録

登録機関
 (財)東京都防災・建築まちづくりセンター
 認定されたマンションをホームページにより広く情報を発信

登録証 交付

管理組合の管理に関する意識の向上

購入者

購入

ホームページで公表

資料：東京都都市整備局HP

名称	安心して住宅を売買するためのガイドブック
具体的な施策・事業	市民にわかりやすい住情報提供と相談体制の充実
主体	東京都
内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【戸建住宅編】</p> <p>既存住宅の売買の円滑化に向け、安心して既存住宅を売買していくために必要な確認事項や契約上の注意事項等を取りまとめています。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【マンション編】</p> <p>既存マンションを購入する新たな入居者に対して、マンション管理組合の運営など分譲マンション特有の事項等について適切な情報を提供することにより、適正な管理が承継されるよう、売り主・買主・管理組合それぞれの留意事項等を取りまとめています。</p> </div> </div>

資料：東京都都市整備局HP

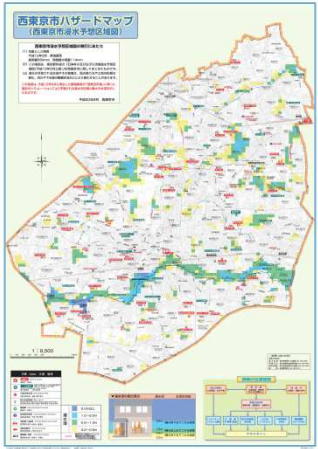
資料：東京都都市整備局HP


目標3 防災・防犯性の高い安全・安心な住まいとまちづくり

名称	耐震無料相談会・木造住宅耐震診断・耐震改修助成制度
具体的な施策・事業	木造住宅耐震相談の普及、木造住宅耐震診断・改修助成制度の普及
主体	西東京市都市計画課
内容	<p>市では、災害に強いまちづくりを進めるための一環として、木造住宅の耐震診断、耐震改修の費用の一部を助成する制度を実施します。また、無料の耐震相談を月に1回実施しています。</p> <p>【木造住宅耐震診断助成制度】</p> <p>木造住宅耐震診断助成制度とは、地震に対する住宅の安全性の調査を目的として、昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で居住の用に供している住宅（店舗等の併用住宅を含む）の耐震診断に要した費用の一部を助成する制度です。</p> <p>【木造住宅耐震改修助成制度】</p> <p>木造住宅耐震改修助成制度とは、既存の木造住宅の安全性を高める目的で、耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準で耐震改修を行った住宅の改修費用の一部を助成する制度です。</p> <p>【木造住宅耐震相談】</p> <p>木造住宅耐震相談とは、住宅の耐震性に関する不安や疑問を解消する目的で、昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅(在来工法)の所有者を対象に西東京市・住みよい町をつくる会に所属する一級建築士が月1回無料で耐震に関する相談を受け付ける制度です。</p>

名称	西東京市防災ガイド&マップ
具体的な施策・事業	防災関連マップの活用促進
主体	西東京市危機管理室
内容	<p>西東京市の防災対策や地震のメカニズムをはじめ、地震発生時に取るべき行動や地震対策のほか、火災や風水害の対策についてわかりやすく紹介しています。</p>



名称	ハザードマップ（浸水予想区域図）	
具体的な施策・事業	防災関連マップの活用促進	
主体	西東京市危機管理室	
内容	<p>ハザードマップ（浸水予想区域図）は、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589ミリメートル、時間最大雨量114ミリメートル）が「西東京市域」に降った場合を想定したシミュレーションにより、東京都作成の「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（平成15年5月公表）」を西東京市に関してまとめたものです。</p>	

名称	防犯パトロール	
具体的な施策・事業	防犯パトロールによる安全なまちづくりの推進	
主体	西東京市危機管理室	
内容	<p>西東京市では、犯罪の発生を防ぎ、犯罪に遭わないように誰もが安心して暮らすことのできる、犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、青色回転灯装備の白黒車両により、学校や公園をはじめとする公共施設などを含めた、市内全域の防犯パトロールを行っています。</p>	

名称	防犯活動団体補助金制度	
具体的な施策・事業	市民防犯活動に対する支援	
主体	西東京市危機管理室	
内容	<p>地域での防犯活動が、西東京市全体の防犯につながることから、防犯活動を行う団体に対し、活動にかかる経費（資器材購入費、施設使用料、物品購入費など）の一部を補助する制度です。なお、補助金を受けるためには、団体登録をする必要があります。</p>	

名称	防災市民組織補助金制度	
具体的な施策・事業	防災市民組織が行う活動への支援	
主体	西東京市危機管理室	
内容	<p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもとに、町会や自治会を単位として、防災市民組織が結成されており、防災市民組織補助金制度は、この防災市民組織の結成を促進するため、防災資器材（消火器、メガホン、懐中電灯など）の購入費の一部を補助する制度です。なお、補助金を受けるためには、組織登録をする必要があります。</p>	

目標4 みどりある良好な地域環境づくり


名称	太陽光利用や雨水の循環利用
具体的な施策・事業	環境共生住宅の建設促進
主体	西東京市環境保全課・下水道課
内容	<p>【住宅用太陽光発電システム設置助成（環境保全課）】</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置助成は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制するため、住宅用太陽光発電システムを設置した場合に、その費用の一部を助成する制度です。</p> <p>【雨水浸透施設助成（下水道課）】</p> <p>雨水浸透施設助成は、地下水のかん養や、雨水が河川や下水道へ直接流出することを抑制し、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため、住宅の屋根に降った雨を地下に浸透させる雨水浸透施設を設置する場合に、その「雨水浸透施設」設置費用の一部を助成する制度です。</p>


名称	住宅・建築物省エネ改修等推進事業
具体的な施策・事業	省エネルギー住宅の建設促進
主体	国（独立行政法人建築研究所）
内容	住宅・建築物省エネ改修等推進事業とは、住宅・建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・耐震改修工事（戸建住宅及び共同住宅のみ）に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅・建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るものです。


名称	低炭素建築物認定制度
具体的な施策・事業	省エネルギー住宅の建設促進
主体	国（融資制度：日本政策金融公庫）
内容	<p>低炭素建築物認定制度とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき創設された制度で、市街化区域等において、低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度です。低炭素建築物として認定された住宅は、税制優遇や金利優遇が受けられるほか、容積率を緩和することができます。（通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定時の延べ面積に参入されません（限度有）。）。</p>



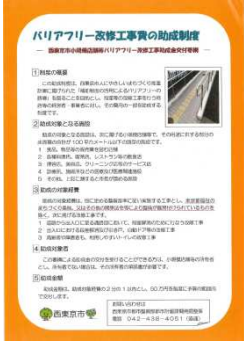
資料：国土交通省HP（発行：一般社団法人日本サステナブル建築協会）

名称	生垣造成補助
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	<p>生垣造成補助は、みどりの豊かなまちづくりを推進するため、これから新しく生垣を作りたい方、ブロック塀等を撤去して生垣にしたい方を対象に、生垣設置費用の一部を助成する制度です。</p> 

名称	保存樹等補助制度
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	<p>市内の豊かなみどりの保全と維持のため、保存樹等の指定を受けた所有者の方を対象に、保存樹林等に対する補助金を交付する制度です。</p> 

名称	みどりの散策マップ
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	<p>西東京市では市内の環境保護団体との協働により、緑地や史跡を結ぶ散策ルートに掲載した「みどりの散策マップ」を発行しています。マップは、四季折々の見どころ探しや健康維持のために散策される際に活用できるものです。</p> 

名称	環境学習に役立つ測定機器や環境学習教材の貸出し
具体的な施策・事業	環境に配慮した住まい方を考える機会の創出
主体	西東京市環境保全課
内容	<p>【環境学習に役立つ測定機器】</p> <p>家電製品の消費電力を簡単に測定できる電力計や温湿度計など、家庭や地域での環境学習に役立つ測定機器を無料で貸し出しています。（以下、機器の一例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="width: 30%;"> <p><消費電力計></p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p><デジタル温湿度計></p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p><省エネナビ></p>  </div> </div> <p>【環境学習教材】</p> <p>エコプラザ西東京協力員が環境学習教材（環境カルタ、環境クイズ、環境すごろく、環境紙芝居）の教材の原案づくりを行い、エコプラザ西東京で貸出しを行っています。また、オープンスペースの日には、多目的スペースで体験もできます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="width: 30%;"> <p><環境クイズ></p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p><環境紙芝居></p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p><環境すごろく></p>  </div> </div>

名称	バリアフリー改修工事費の助成制度
具体的な施策・事業	補助制度の活用によるバリアフリー化の誘導
主体	西東京市都市計画課
内容	<p>西東京市人にやさしいまちづくりの推進計画に掲げられた「補助制度の活用によるバリアフリーの誘導」を図ることを目的として、店舗等の経営者・事業者が、段差等を解消する改修工事を行う際に、その費用の一部を助成する制度です。</p> 

西東京市住意識アンケート調査

ご協力をお願い

日頃市政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、西東京市では、平成17年度に策定した住まいづくり・まちづくりについての基本的な考え方を示す「西東京市住宅マスタープラン」を改定することに致しました。つきましては、住まいづくりに対する市民の皆様のお考えやご意見を伺うため、住民アンケート調査を実施し、策定のための資料とさせていただきます。皆様お忙しいこととは存じますが、調査の趣意をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

この調査の対象者は、20歳以上の市民の中から無作為に選ばせていただいております。調査結果は全て統計的に処理しますので、個人の意見が直接発表されることはありません。率直なご意見を聞かせただければ幸いです。

ご回答いただいた調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、**9月25日(火)**までに
ご投函下さい。(切手を貼る必要はありません)

平成24年9月
西東京市長 坂口 光治

この調査に対するご質問等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

西東京市都市整備部 都市計画課 住宅対策係

【委託先】

ランドブレイブ株式会社

調査票記入に当たってのお願い

- 質問には、宛名に書かれたご本人がお答え下さい。なお、ご本人がやむをえない事情で回答できない場合は、代わりにご家族などが回答して頂いて結構です。ただし、その場合は宛名ご本人の立場でお答え下さい。
- お答えは、あてはまる番号を○で囲んで下さい。また□の欄では数字をご記入ください。選択肢で「その他」を選んだ場合は、お手数ですがカッコ内にその具体的な内容をお書き下さい。
- 記入欄は全部で9ページあります。設問の順にお答え下さい。注意書きのある質問についてはそれぞれ該当する方のみお答え下さい。

1. 現在お住まいの住宅についてお伺いします。

問1. 現在お住まいの住宅は次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- 持家・戸建て → 問1-1へ
- 持家分譲マンション → 問1-1へ
- 民間賃貸マンション(非木造) → 問1-1へ
- 民間賃貸アパート(木造) → 問1-1へ
- 公団・公社賃貸住宅 → 問1-3へ
- 公営住宅(都営住宅・市営住宅) → 問1-3へ
- 給与住宅(社宅・公務員宿舎) → 問1-3へ
- 同居・間借り・住み込み → 問2へ
- その他() → 問2へ

持家にお住まいの方(問1で1または2と答えた方)のみお答え下さい。

問1-1. 現在のお住まいをどのように取得されましたか。(○は1つ)

1. 所有地(または借地)に住宅を新築 → 問2へ
2. 新築の分譲戸建住宅を購入(建売住宅) → 問2へ
3. 中古の戸建住宅を購入 → 問1-2へ
4. 新築の分譲マンションを購入 → 問1-2へ
5. 中古のマンションを購入 → 問1-2へ
6. 相続・贈与 → 問2へ
7. その他() → 問2へ

持家(分譲マンション)にお住まいの方(問2で4または5と答えた方)のみお答え下さい。

問1-2. 現在のお住まいに対して何か疑問や不安はありませんか。(○は1つ)

1. 将来の建替えに関して 5. 分譲マンションに関する相談機関について
 2. 修繕に関して 6. 不安に思うことは特になし
 3. 耐震問題に関して 7. その他()
 4. 管理組合に関して
- ☆上記の疑問や不安の具体的な内容及び率直なご要望をお聞かせください。
- 因 _____ 答 _____
- 市に対する要望 _____

借家にお住まいの方(問1で3、4、5、6、7と答えた方)のみお答え下さい。

問1-3. 借家にお住まいの理由は次のどれにあたりますか。(〇は1つ)

1. 持家を購入するより住居費が安い
2. 持家を購入したいが自己資金の準備ができていない
3. 西東京市での居住は一時的なものと考えているため
4. 勤務先からの補助があるため
5. 実家などいずれ移り住む家があるため
6. 住宅の維持管理のわずらわしさが無いため
7. その他()

問2. 現在のお住まいに入居されたのはいつですか。(〇は1つ)

1. 昭和29年以前
2. 昭和30年～39年
3. 昭和40年～49年
4. 昭和50年～59年
5. 昭和60年～平成6年
6. 平成7年～16年
7. 平成17年以降

問3. 現在のお住まいの住宅の広さはどのくらいですか。(〇は1つ)

*お住まいが店舗等と一緒にいる場合は、お住まいとして使われている部屋の広さをお考え下さい。

1. 2.0㎡(約12畳)未満
2. 2.0～3.0㎡(約12～18畳)未満
3. 3.0～4.0㎡(約18～24畳)未満
4. 4.0～5.0㎡(約24～30畳)未満
5. 5.0～6.0㎡(約30～36畳)未満
6. 6.0～7.0㎡(約36～42畳)未満
7. 7.0～8.0㎡(約42～48畳)未満
8. 8.0～10.0㎡(約48～60畳)未満
9. 10.0～15.0㎡(約60～90畳)未満
10. 15.0㎡(約90畳)以上

(参考：4. 5畳は約7㎡、6畳は約10㎡、8畳は約13㎡)

問4. 現在のお住まいの家の住宅団地の費用(住宅ローン、家賃、地代、管理費、修繕積立金などの合計)は、月額どのくらいですか。(〇は1つ)

1. 費用はからない
2. 2万円未満
3. 2～4万円未満
4. 4～6万円未満
5. 6～8万円未満
6. 8～10万円未満
7. 10～12万円未満
8. 12～15万円未満
9. 15～20万円未満
10. 20万円以上

問5. 現在の住宅ローン、家賃、地代などの住居費について、どのようにお感じですか。

(〇は1つ)

1. 生活費を抑えなければならず、負担が大きい
2. 先行きの収入や雇用に不安があり、住居費は抑えていきたい
3. せいたくを多少我慢すれば負担していける
4. 家計にあまり影響はない

2. 住宅や周辺環境への評価をお伺いします。

問6. 現在のお住まいについてどのようにお感じになっていますか。
(ア～シの項目ごとに、4段階の番号に1つだけ〇をつけてください)

	非常に満足	やや満足	やや不満足	非常に不満足
ア. 広さ、部屋数、間取り	4	3	2	1
イ. 収納スペース	4	3	2	1
ウ. 敷地の広さ	4	3	2	1
エ. 台所・浴室・便所の設備、広さ	4	3	2	1
オ. 冷暖房設備や給湯設備	4	3	2	1
カ. 耐震性	4	3	2	1
キ. 遮音性や断熱性	4	3	2	1
ク. 内外装の質など	4	3	2	1
ケ. 駐車スペース	4	3	2	1
コ. 高齢者等に配慮した設備	4	3	2	1
サ. 省エネルギー・省資源への配慮	4	3	2	1
シ. 住宅についての総合評価	4	3	2	1

問7. 現在お住まいの周りの環境についてどのようにお感じになっていますか。
(ア～チの項目ごとに、4段階の番号に1つだけ〇をつけてください)

	非常に満足	やや満足	やや不満足	非常に不満足
ア. 火災・地震・水害等の安全性	4	3	2	1
イ. 周りの道路の安全性	4	3	2	1
ウ. 騒音・大気汚染等に対する安心性	4	3	2	1
エ. 日当たり・風通しなどの条件	4	3	2	1
オ. 汚水・ごみ処理などの衛生面	4	3	2	1
カ. 通勤・通学などの利便性	4	3	2	1
キ. 買い物などの利便性	4	3	2	1
ク. 病院・銀行などの利便性	4	3	2	1
ケ. 保育所などの数	4	3	2	1
コ. 図書館・公民館などの数	4	3	2	1
サ. 子どもの遊び場・公園の数	4	3	2	1
シ. 娯楽・余暇施設の数	4	3	2	1
ス. 緑の豊かさ・景観のよさ	4	3	2	1
セ. 街並み・家並みの雰囲気	4	3	2	1
ソ. 治安のよさ	4	3	2	1
タ. 福祉施設など福祉面での充実	4	3	2	1
チ. 住環境についての総合評価	4	3	2	1

3. 65歳以上の方のみにお伺いします。(65歳以上のかたのみお答えください)

問8. 現在のお住まいについてお困りのことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

1. 困っていることはない
2. 住宅が老朽化していること
3. 住宅が手狭なこと
4. 日当たり・風通しが悪いこと
5. 子どもが独立するなど、自分たちだけでは住宅が広すぎる(管理しきれない)こと
6. 玄関や廊下、階段などの段差が高いこと
7. 廊下・階段や風呂、トイレなどに手すりがないこと
8. 台所の流し台や浴槽の縁が高いことやトイレが和式であるなど、設備が不便なこと
9. 介護や介助のための機器(リフトなど)がないこと
10. 緊急時に通報できる機器がないこと
11. 家賃や借地料など住居費が高すぎる
12. 一人暮らしで話し相手がないこと
13. 高齢者などが情報収集や相談できる窓口の一元化がなされていないこと
14. 市営住宅・都営住宅などの公営住宅に入居が困難なこと
15. その他 ()

お困りのことがあると答えられた方(問8で2から15のいずれかに○をつけた方)のみお答え下さい。

問8-1. お困りの問題を解決するためにどのようなことが必要ですか。

(○は2つまで)

1. 適切なリフォーム方法や安心して任せられる事業者等の情報提供
2. 住宅リフォームのための費用補助(低利融資や利子補助など)
3. 借家のリフォームを促すための家主への指導、改善費の補助等
4. 家賃助成が受けられる民間借家の整備
5. 市営住宅・都営住宅などの公営住宅の建設及び補完
6. 安否の確認や話し相手となってくれる人の定期的な訪問
7. その他 ()

問9. 現在のお住まいの周辺(住環境面)でお困りのことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

1. 困っていることはない
2. 子どもや兄弟などが近くに住んでいないこと
3. まわりの道路や歩行時に危険な場所や歩きにくい場所が多いこと
4. 火災・地震・水害などの災害時の避難などに不安があること
5. 公園や集会所、福祉会館など高齢者同士が交流できる場所が近くにないこと
6. 近所に相談できる人がいないこと
7. 在宅介護支援センターなど、介護を支えてくれる施設が近くにないこと
8. その他 ()

4. 定住または転居の意向についてお伺いします。

問10. 現在の住宅に引き続きお住まいになりたいとお考えですか。(○は1つ)

1. ずっと住み続けたい → 問 11へお進み下さい
2. 当分は住み続けたい
3. 市内の別の住宅へ転居したい → 問 10-1へお進み下さい
4. 市外へ転居したい
5. わからない → 問 11へお進み下さい

転居したいとお考えの方(問10で3または4と答えた方)のみお答え下さい。

問10-1. その理由は何か。(○は3つまで)

1. 住宅が狭いから
2. 住宅が古くなったから
3. 周辺の住環境が悪いから
4. 日常の買物が不便だから
5. 子どもの教育環境が悪いから
6. 通勤・通学に不便だから
7. 高齢者・障害者に対し市のサービスが悪いから
8. 家賃・地代が高いから
9. 固定資産税などの税金が高いから
10. 立ち退きを要求されているから
11. もっと緑がある所に住みたいから
12. 別の所に住んでいる親や子どもと同居したいから
13. その他 ()

転居したいとお考えの方(問10で3または4と答えた方)のみお答え下さい。

問10-2. 転居先の住宅の種類として次のうちどれをお考えですか。(○は1つ)

1. 持家・戸建て
2. 持家分譲マンション
3. 民間賃貸マンション(非木造)
4. 民間賃貸アパート(木造)
5. UR(旧公団)・公社賃貸住宅
6. 公営住宅(市営住宅・都営住宅)
7. 給与住宅(社宅・公務員借舎)
8. 同居・間借り・住み込み
9. その他 ()

転居したいとお考えの方(問10で3または4と答えた方)のみお答え下さい。

問10-3. 現在のお住まいについてはどのような理由をお考えですか。(○は1つ)

1. 売却したい
2. 他人に貸したい
3. 子どもなどに相続したい
4. 借家なので考えていない
5. その他 ()

5. 同居・近居や新しい住まい方についてお伺いします。

問11. 現在、親世帯や子ども世帯と同居されていますか。(○は1つ)

*この調査では、同居とは、生計を別にする世帯が同じ住宅内に住むことを意味しています。

1. 同居している	→	問 11-1. へお進み下さい
2. 親世帯や子ども世帯はいるが同居していない	→	問 11-2. へお進み下さい
3. 親世帯や子ども世帯はいない	→	問 13 へお進み下さい

親世帯や子ども世帯がいる方 (問11で1または2と答えた方) のみお答え下さい。

問11-1. 現在の親世帯や子ども世帯との住まい方について満足されていますか。

(○は1つ)

1. 満足している	→	問 12 へお進み下さい
2. やや満足	→	問 11-2. へお進み下さい
3. どちらともいえない	→	問 11-2. へお進み下さい
4. やや不満	→	問 11-2. へお進み下さい
5. 不満	→	問 11-2. へお進み下さい

不満があるとお考えの方 (問11-1. で4または5と答えた方) のみお答え下さい。

問11-2. どのような不満がありますか。(○は3つまで)

1. 家が狭いこと
2. 経済的な負担が大きいくこと
3. 子どもや孫などの結婚や就職により将来別居となること
4. 同居により将来的に家族に負担をかけること
5. 同居した場合、住み慣れた土地から転居しなければならぬこと
6. 家族が同居を望まないこと
7. その他 ()

問12. 将来、親世帯とどのような住まい方を望みますか。(○は1つ)

1. 同居したい	4. どちらともいえない
2. 近くに住みたい	5. 親世帯はいない
3. 別居したい	6. その他 ()

問13. 自分自身が高齢になった時、どのような住まい方を望みますか。(○は1つ)

1. 単身または夫婦だけで現在の住宅に住み続けたい
2. 単身または夫婦だけになったら高齢者向けの民間賃貸住宅に住み替えたい
3. 単身または夫婦だけになったら老人ホームなどの施設に入りたい
4. 子どもなど親族と一緒に現在の住宅に住みたい
5. 子どもなど親族と一緒に住めるなら現在の住宅から移っても良い
6. 子どもなど親族の近くに住みたい
7. その他 ()

問14. 子育て世帯が安全で安心して居住できる住環境を整備するために、どんなことが必要だと考えられますか。(○は1つ)

1. 子どもの世話など、居住者同士の助け合いながら住むことを前提としたマンションの整備
2. 子育て支援施設の併設や子育てに配慮した住宅設備などがあるマンションの整備
3. 子育て世帯が優先的に入れる賃貸住宅の整備
4. 子育てを支援する施設の整備
5. 道路や公園・遊び場などの整備
6. その他 ()

問15. 高齢者が安心してくらすため、所有する住宅などを担保に生活資金や住宅改修費を貸してもらい、死亡時に清算する方法が考えられていますかどう思われますか。(○は1つ)

1. 老後の生活資金が確保できるため好ましい
2. よくわからないが、確立されれば考えてみたい
3. 制度としていまだ定着していないので不安であり、何ともいえない
4. 先相から引き継いだ土地を手放したくないので考えられない
5. 所有する土地がないので考えられない
6. その他 ()

問16. 所有する住宅を他人に貸して生活資金を得、高齢者や障害者に対応した住居になっている賃貸住宅に住み替えることについてどう思われますか。(○は1つ)

1. 老後の生活資金が確保できるため好ましい
2. よくわからないが、確立されれば考えてみたい
3. 制度としていまだ定着していないので不安であり、何ともいえない
4. 住み慣れた地域を離れたいので考えられない
5. 所有する住宅がないので考えられない
6. その他 ()

問17. 住宅の基本的な性能の表示ルールを定めて、良質な住宅取得をしやすくし、住宅ローンや地震保険が優遇される「住宅性能表示制度」についてどう思われますか。(○は1つ)

1. 制度を利用して建設した	4. 制度を知らなかったが利用してみたい
2. 制度を利用して住宅を購入した	5. 必要ない
3. 制度を知っており利用したい	6. その他 ()

問18. 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、税制面での優遇などが受けられる「長期優良住宅」についてどう思われますか。(○は1つ)

1. 制度を利用して建設した	4. 制度を知らなかったが利用してみたい
2. 制度を利用して住宅を購入した	5. 必要ない
3. 制度を知っており利用したい	6. その他 ()

6. 今後の西東京市の住宅施策についてお伺いします。

問19. 今後の住宅に対する取組みとして、あなたの関心が特に高いものを挙げてください。
(〇は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 持家取得のための施策の推進 2. 持家の建設、建替え、リフォームの施策の推進 3. 良質な民間賃貸住宅建設、維持管理等の施策の推進 4. 分譲マンションの建替及び維持管理等の施策の推進 5. 市営・都営住宅など公営住宅の建設及び補完 6. 環境に配慮した住宅整備のための施策の推進 7. 住宅の耐震性向上のための施策の推進 8. 空き家の適切な管理や有効活用のための施策の推進 9. 高齢者や障害者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進 10. 子育て世帯への住宅施策の推進 11. 住宅に関する情報提供や相談が出来る仕組みづくり 12. その他 ()

問20. 今後の住環境に対する取組みとして、あなたの関心が特に高いものを挙げてください。
(〇は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築の規制・誘導などによる美しく統一感のある街づくり 2. 住宅地の防災性や安全性の確保 3. 住宅地の環境保全の推進（緑化や防音対策など） 4. 道路・公園・下水道などの公共施設の整備 5. 高齢者や障害者が安心して生活・行動できる街づくり 6. 働く女性や子育て世帯にも暮らしやすい街づくり 7. 外国人にも暮らしやすい街づくり 8. 地域住民同士の交流が盛んな活気ある街づくり 9. 市民参加による住民の自主性と価値観を尊重した街づくり 10. その他 ()

問21. これからの西東京市の住宅行政について、あなたが特に望まれる方策や、市が手がけるとすると最も効果的と考えられる施策など、ご意見・ご要望などがございましたら、下欄にご記入下さい。

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

さいごに、あなたとご家族のことについてお伺いします。

F 1. あなたの年齢はおいくつですか。(〇は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 20～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳 4. 50～59歳 5. 60～64歳 6. 65～74歳 7. 75歳以上
--

F 2. 勤務先等はどちらになりますか。(〇は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 自宅 2. 自宅以外の西東京市内 3. 東京都23区 4. 23区以外の東京都 5. 神奈川県 6. 埼玉県 7. 千葉県 8. その他 () 9. 働いていない

F 3. あなたの家族構成はどのようなになっていますか。(〇は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 両親と子ども 4. ひとり親と子ども 5. 親と夫婦のみ 6. 三世帯同居 7. 兄弟姉妹のみ 8. その他 ()
--

F 4. あなたのご家族の中に次の方はありますか。(〇はすべて)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 前期高齢者 (65～74歳) 2. 後期高齢者 (75歳以上) 3. 小学校教育児 4. 小・中学生 5. 高校生 6. 大学生
--

F 5. ご家族の人数はあなたご自身を含め何人ですか。(〇は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上
--

F 6. あなたの現在の居住地はどこですか。(〇は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. ひばりヶ丘駅周辺地域 (住吉町2・3丁目、ひばりが丘1～3丁目、ひばりが丘北1～4丁目、柴町1～3丁目、練町3丁目、谷戸町2・3丁目) 2. 中央地域 (泉町1～6丁目、住吉町1・4～6丁目、練町1・2丁目、谷戸町1丁目、北原町1～3丁目) 3. 保谷駅北部地域 (北町1～6丁目、下保谷1～5丁目) 4. 保谷駅南部地域 (中町1～6丁目、東町1～6丁目) 5. 田無駅北部地域 (田無町7丁目、西原町1～5丁目、芝久保町4・5丁目、ひばりが丘4丁目) 6. 田無駅西部地域 (田無町6丁目、南町6丁目、向台町5・6丁目、芝久保町1～3丁目) 7. 田無駅高辺地域 (田無町1～5丁目) 8. 田無駅南部地域 (南町1～5丁目、向台町1～4丁目、新町1～6丁目) 9. 東伏見・西武柳沢駅北部地域 (保谷町1～6丁目、富士町1～6丁目) 10. 東伏見・西武柳沢駅南部地域 (柳沢1～6丁目、東伏見1～6丁目)
--

以上で質問は終わります。ご協力ありがとうございました。